

福島地方水道用水供給企業団屋外看板広告物掲載取扱要綱

〔 令和3年7月19日 〕
要綱第4号

改正 令和3年8月17日要綱第5号

(目的)

第1条 この要綱は、福島地方水道用水供給企業団（以下「企業団」という。）の屋外看板広告物（以下「広告物」という。）に対する広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告物の掲載及び撤去)

第2条 企業団が所有する水道施設に掲載する広告物の掲載及び撤去は、広告掲載希望者（以下「広告主」という。）が行うものとし、その作業を行うときは、企業団と協議の上、作業日時等を決定するものとする。

(広告掲載基準)

第3条 広告の掲載は、当該広告の内容が次のいずれかに該当する場合は、掲載することができない。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれがあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
- (4) 当該事業の内容を、企業団が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの
- (5) その他、掲載する広告として適当でないと福島地方水道用水供給企業団企業長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、福島地方水道用水供給企業団屋外看板広告物掲載基準によるものとする。

(広告の規格及び掲載個所)

第4条 広告物の規格及び掲載個所は、福島地方水道用水供給企業団屋外看板広告募集要項（以下「募集要項」という。）のとおりとする。

(広告掲載期間及び掲載する数量)

第5条 広告物の広告掲載期間及び掲載する数量は、募集要項のとおりとする。

(広告主の募集)

第6条 広告主の募集は、企業団ホームページ、企業団の構成市町窓口を活用して公募するものとする。

(広告掲載の申込)

第7条 広告主は、水道施設屋外看板広告掲載申込書（様式第1号）により企業長が指定する期間内に広告の見本を添えて、申込まなければならない。

2 前項に規定する申込みがあった場合に、企業長は、広告主に対して、審査に必要な資料

を求めることができる。

- 3 広告主は、広告掲載の決定後、企業団へ行政財産使用許可申請書を提出し、許可を得なければならない。

なお、行政財産使用料は、全額減免するものとする。

(広告掲載の審査)

第8条 広告掲載の審査は、福島地方水道用水供給企業団屋外広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）において、広告掲載の可否を決定する。

- 2 前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、水道施設屋外看板広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第2号）により広告主に通知する。

(広告主の責任)

第9条 広告主は、掲載された広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと。
- 3 第三者から広告の内容等に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。
- 4 広告主は、広告物の落下、破損、倒壊等により企業団又は第三者に損害を生じさせた場合には、広告主の責任及び負担において損害を補償することとする。

(禁止事項)

第10条 広告主は、広告掲載の決定を受けた広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(広告掲載料の納付)

第11条 広告掲載料については、募集要項によるものとする。

- 2 広告主は、広告掲載料を企業団が発行する納入通知書の納入期限までに一括前納するものとする。

(広告掲載費用)

第12条 広告主は、広告物設置許可申請にかかる費用を負担しなければならない。

(広告物の作成)

第13条 広告主は、広告物が完成したときは、掲載前に企業団の事前確認を受けなければならない。

- 2 広告物は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。
- 3 企業長は、広告物の審査の内容と相違がある場合は、広告主に対して内容等の修正を求めることとし、広告主は、修正に応じなければならない。

(広告掲載の取り消し)

第14条 企業長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 福島市屋外広告条例により不許可となったとき。

(3) 前条第3項の規定による広告物の内容修正等を行わないとき。

(4) 広告物の内容が第3条の規定に該当したとき。

2 企業長は、広告掲載の取消しを決定したときは、水道施設屋外看板広告掲載決定取消通知書（様式第3号）により広告主に通知する。

（広告掲載の取下げ）

第15条 広告主は、自己都合により水道施設への広告掲載を取下げることができるものとする。この場合、広告主は水道施設屋外看板広告掲載取下届出書（様式第4号）により企業長に届け出なければならない。

（広告内容等の変更）

第16条 広告主は、広告の内容を変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容を変更するときは、変更する月の1ヶ月前までに、企業長に対し、水道施設屋外看板広告掲載内容変更申請書（様式第5号）を提出しなければならない。

3 企業長は、水道施設屋外看板広告掲載内容変更申請書（様式第5号）の提出があったときは、委員会において、審査し、その結果について水道施設屋外看板広告掲載内容変更可否決定通知書（様式第6号）により広告主に通知する。

4 広告の内容等の変更に伴う経費は、広告主が負担する。

（広告掲載料の返還）

第17条 広告主が納入した広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により広告掲載できないときは、この限りではない。

2 前項ただし書の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

（管理義務）

第18条 広告主は、広告物の補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

2 広告主は、広告物の安全性を確保するため、福島市屋外広告物安全管理指針に基づき、点検を実施しなければならない。

（広告の修復）

第19条 広告の色あせ、き損、破損については、広告主の負担により修復するものとする。

2 天災その他の不可抗力による広告のき損又は破損及び第三者による広告のき損、盗難、遺失等があった場合は、企業団の責めに帰すべきことが明らかな場合を除き、広告主において再度、広告を作成し、掲載するものとする。

（原状回復）

第20条 広告主は、第5条に規定する広告の掲載期間が満了したとき、第14条の規定により掲載の承認を取り消されたとき又は第15条の規定により広告の掲載を取り下げた時は、速やかに広告を撤去し、水道施設を現状に復さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、広告主が速やかに広告を撤去しないときは、企業団は、これ

を撤去することができる。

- 3 広告の掲載、撤去等により、水道施設に塗装の損傷等の損害が生じた場合は、広告主がその修復費用を負担するものとする。ただし、企業長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(屋外広告物条例の許可)

- 第21条 広告主は、広告掲載に際し、福島市屋外広告物条例による許可が必要な場合は、当該許可を受けるものとし、許可申請手数料は、広告主の負担とするものとする。また、広告の内容等を変更する際も同様とする。

(損害賠償)

- 第22条 広告主は、第14条の規定に基づき、広告掲載が取り消された場合においても、企業団に対して損害賠償を請求できないものとする。

(疑義等の決定)

- 第23条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、企業団と広告主が協議のうえ定めるものとする。

(その他)

- 第24条 この要綱に定めるもののほか、水道施設への屋外看板広告の掲載に関し、必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月17日から施行する。